

[お知らせ]

**令和元年台風第19号に伴う災害にかかる特例措置について  
(品種登録の未譲渡性の期間の経過に関わらず品種登録を受けることができる  
期間及び品種登録における登録料の納付期限の期間延長)**

令和元年台風第19号により、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和元年台風第19号による災害は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されました。

これにより、同法第3条第2項の規定に基づき、未譲渡性（※1）により品種登録を受けることができる期間及び品種登録における登録料の納付期限の期間延長の特例措置が定められましたので、お知らせします。

※1 日本国内において品種登録出願の日から1年さかのぼった日前に、業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができない。（種苗法第4条第2項）

### 1. 特例措置の対象者

今回の措置は、令和元年台風第19号に伴う災害により、令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域（※2）に住所を有する出願者、育成者権者（代理人含む）が対象となります。

※2 災害救助法の適用地域は以下のサイトで御確認いただけます。

webサイト：[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 2. 特例措置の内容

① 品種登録の未譲渡性の期間の経過に関わらず品種登録を受けることができる期間の延長

以下の条件を全て満たす場合、品種登録の未譲渡性の期間の経過に関わらず、品種登録を受けることができる期間が令和2年3月30日まで延長されます。（参考図1）

ア 令和元年10月10日から令和2年3月30日までに、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において最初に業として譲渡されたものであること

イ 出願者が、令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された区域に住所を有すること

## ② 品種登録の登録料の納付期間の延長

以下の条件をすべて満たす場合、登録品種の登録料の納付期間が令和2年3月30日まで延長されます。（参考図2）

- ア 令和元年10月10日から令和2年3月29日までに種苗法第45条第5項又は第6項の登録料の納付期間が満了するものであること
- イ 育成者権者が、令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された区域に住所を有すること

なお、電子納付システムにおいては、特例措置による登録料の納付期限の延長には対応しておりません。このため、特例措置により延長した納付期限に登録料を納付する場合は、収入印紙による納付をお願いいたします。

収入印紙による納付は、令和2年3月30日必着となるよう送付してください。

### 3. 問合せ先

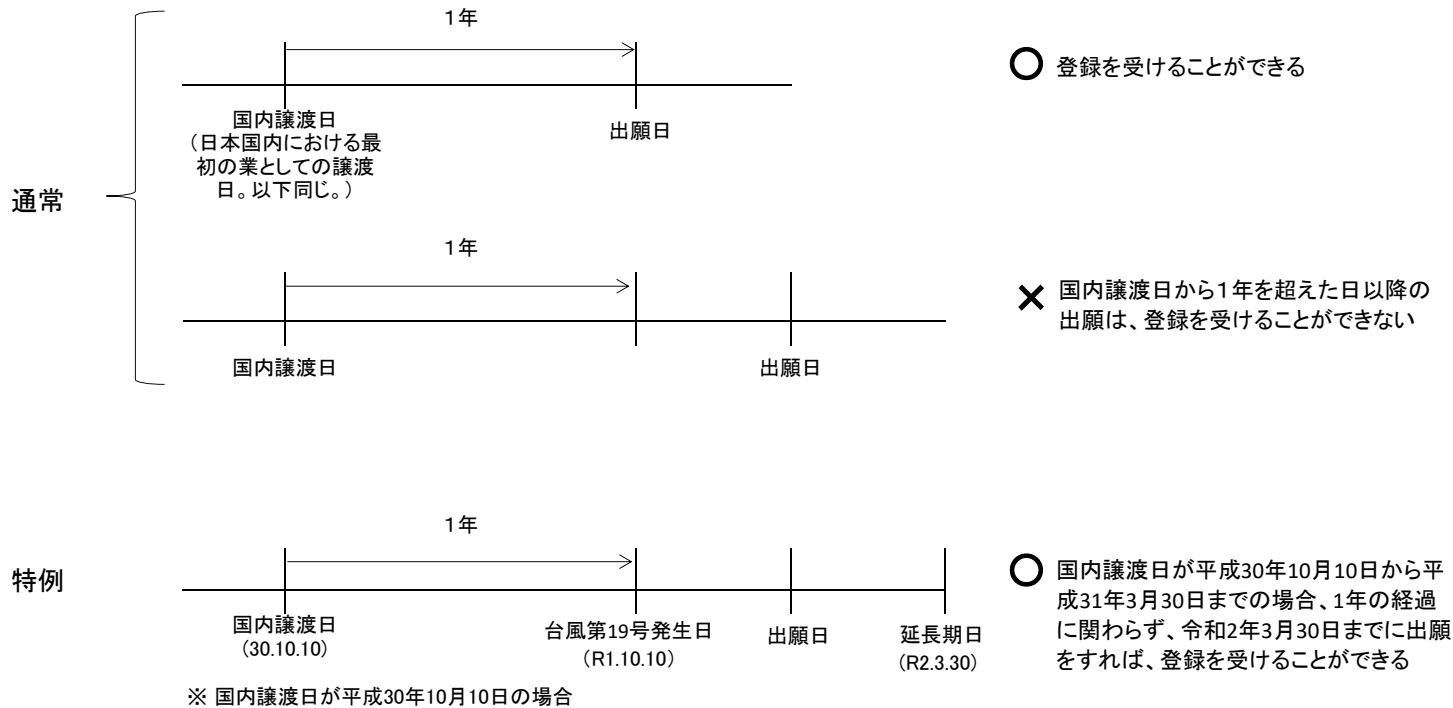
御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム

電話番号：03-3502-8111（内線4301）

参考図1

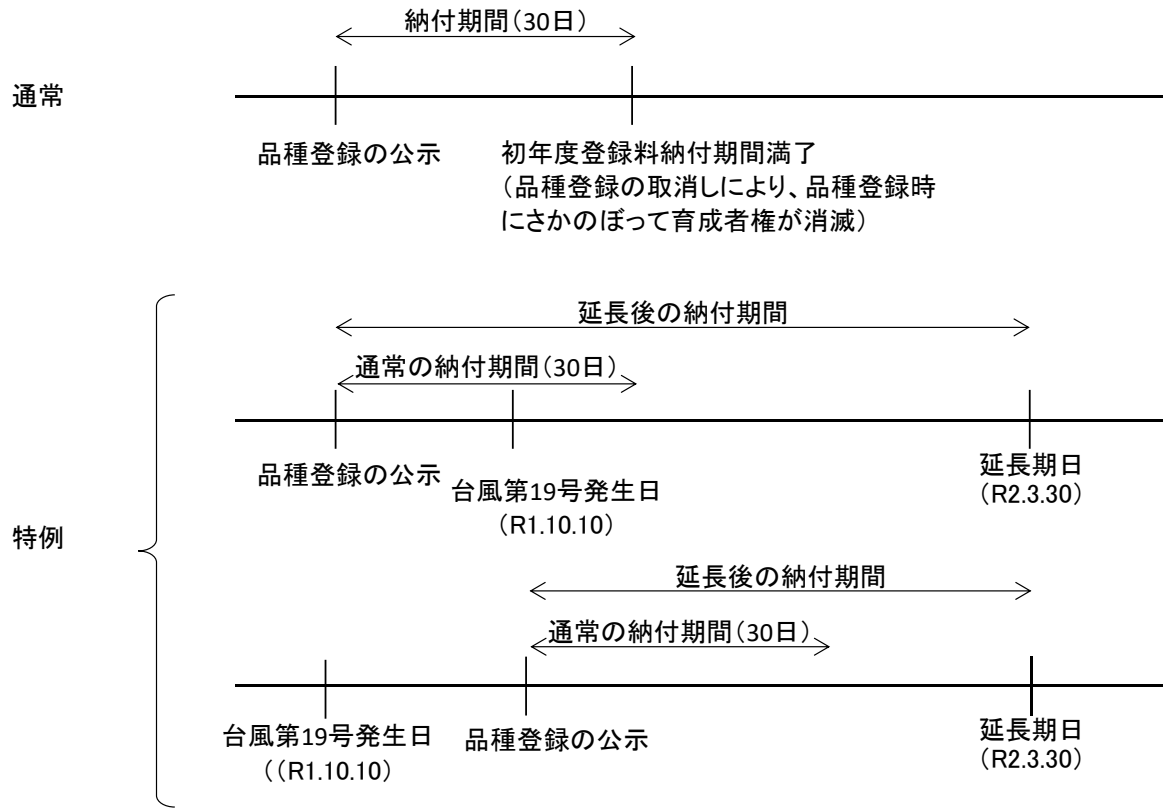
**品種登録を受けることができる期間についての特例**



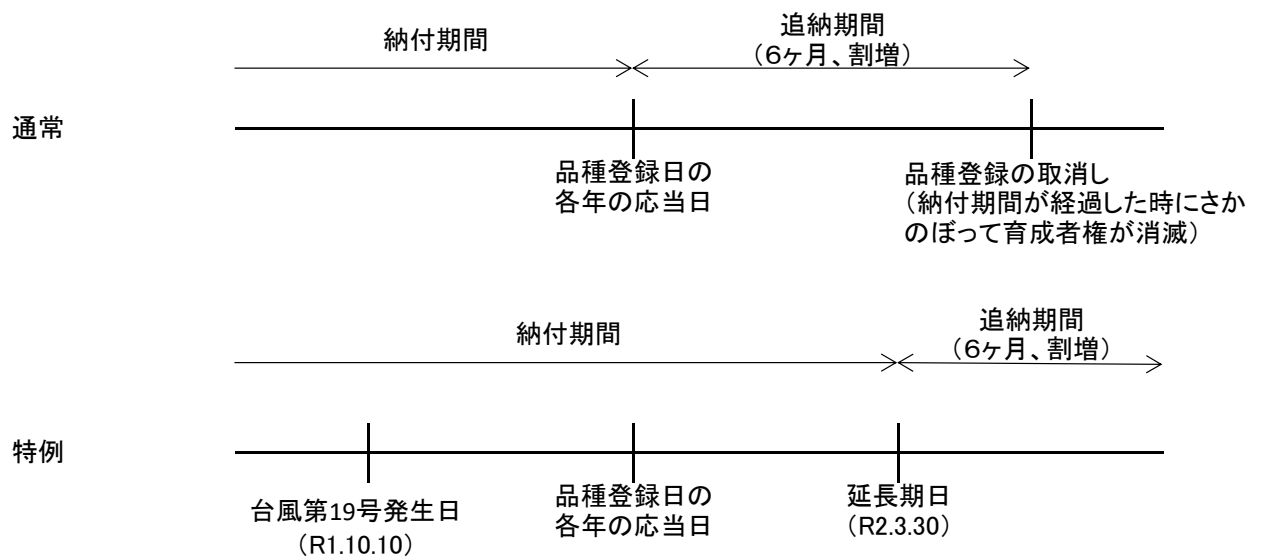
(元のページに戻ります)

**品種登録の登録料の納付期間の延長についての特例**

**第1年分(法第45条第5項)**



**第2年以降(法第45条第6項)**



(元のページに戻ります)